議案第37号

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例を制定することについて

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

刑法の一部改正に伴い、禁錮を拘禁刑に改めること及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により消防団員退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分が追加されることに伴い、条例の一部を改正するため。

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例

石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年石岡市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

(単位:円)

階 級		勤	務		年	数	
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	239, 000	344,000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1,079,000
副団長	229,000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413, 000	513, 000	659, 000	849,000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部 長 及 び 班 長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564,000	734, 000	834, 000
団 員	200,000	264, 000	334, 000	409,000	519,000	689,000	789, 000

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規 定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に、退職した非常勤消 防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、な お従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

3 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者と、拘留に処された者は刑期を同じくする旧拘留に処された者とみなす。